

平成 23 年度 環境技術実証事業検討会
地球温暖化対策技術分野 照明用エネルギー低減技術（反射板・拡散板等）
ワーキンググループ 設置要綱

1. 開催の目的

「地球温暖化対策技術分野 照明用エネルギー低減技術（反射板・拡散板等）」は、平成 22 年度における検討により、平成 23 年度から実証事業を開始することが決定し、平成 23 年度に実証試験要領を策定し、これに従って実証試験を実施するものである。

当事業の発展のため、実証試験を開始することに加え、実証項目の改善、当事業の価値や実証メリットの向上、将来の手数料徴収体制への移行を見据え実証試験実施コストと申請者ベネフィットの最適化などを検討する必要がある。このような検討を通じて、当技術分野の普及・発展に資することを目的とし、「地球温暖化対策技術分野 照明用エネルギー低減技術（反射板・拡散板等）ワーキンググループ」（以下「WG」という）を設置する。

2. 調査検討事項

- (1) 実証試験要領の策定
- (2) 実証機関の選定
- (3) 実証試験結果報告書の検討
- (4) 平成 24 年度実証事業に関する検討

3. 組織等

- (1) ワーキンググループは、検討員 10 名以内で構成する。
- (2) ワーキンググループに座長を置く。
- (3) 座長は、ワーキンググループを総理する。
- (4) 検討員は、地球温暖化対策技術分野 照明用エネルギー低減技術（反射板・拡散板等）の実証試験に関連する学識経験者、有識者等から環境省 総合環境政策局の同意を得て株式会社 三菱総合研究所が委嘱する。
- (5) 検討員の委嘱期間は、株式会社 三菱総合研究所が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。
- (6) その他、必要に応じ環境技術実証事業に参画する者、利害関係者等をオブザーバー等として参加させることができることとする。

4. 審議内容等の公開等

本ワーキンググループは原則、公開で行うこととする。但し、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長はワーキンググループを非公開にできるものとする。

5. 庶務

ワーキンググループの庶務は、環境省 総合環境政策局の同意を得て株式会社 三菱総合研究所において処理する。

平成 23 年度 ワーキンググループ 検討員名簿

< 委員 >

近藤 靖史	東京都市大学 工学部 建築学科 教授
寺嶋 之朗	社団法人 日本照明器具工業会 理事
藤本 哲夫	財団法人 建材試験センター 経営企画部 部長 兼 企画課長
藤原 聡子	三菱電機株式会社 インフォメーションシステム事業推進本部 技術企画部グリーン IT ビジネス推進センター センター長
望月 悦子	千葉工業大学 工学部 建築都市環境学科 准教授
山本 哲雄	地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター 開発本部 開発第一部 光音技術グループ グループ長

< 事務局（環境省） >

長坂 雄一	総合環境政策局 総務課 環境研究技術室長
武部 憲和	総合環境政策局 総務課 環境研究技術室 調整係長
金子 元郎	総合環境政策局 総務課 環境研究技術室 係員

< 事務局（株式会社三菱総合研究所） >

長谷川 健	環境・エネルギー研究本部 低炭素エネルギー戦略グループ 主任研究員
内野 尚	環境・エネルギー研究本部 環境価値戦略グループ 主任研究員
水上 知広	環境・エネルギー研究本部 低炭素エネルギー戦略グループ 研究員
村上 慶太	先進ビジネス推進本部 次世代事業基盤グループ 研究員
奥村 公美	環境・エネルギー研究本部 低炭素エネルギー戦略グループ 研究員